

平成26年7月25日

各 部 局 長 殿

環境安全本部長

火災発生時における通報の徹底について（依頼）

標記のことについて、本学の建物から火災が発生した際に、火災発生から消防機関への通報までに約2時間を要したことから、本郷消防署より火災等災害発生時の通報連絡体制について不備があると考えられること及び同様の事案が繰り返して発生しているため、非常に憂慮しているとの通知がありました。

意図しない火災の発生は火災であり、火災は消火後であっても消防機関の鎮火確認が必要です。資料のとおり、過去にも同様の指摘がありますのでご配慮頂くと共に、消防計画に基づく通報連絡体制及び貴部局で定めた緊急連絡体制について、連絡経路や情報の更新等を再確認し、火災発生時には消防機関へ速やかに通報するよう、貴部局内への周知徹底をお願いします。

資料

1. ポスター
2. 過去の関連通知
 - 2-1. 火災消火時における消防署への通報（119番）の徹底について（依頼）（抜粋）
（平成23年7月5日付け、環境安全本部長）
 - 2-2. 火災発生時における通報体制の徹底について（依頼）
（平成25年5月8日付け、環境安全本部長）

【本件担当】

本部環境安全課 福井・瀧澤（内線 21051）

E-mail : kankyoanzenka@ml.adm.u-tokyo.ac.jp